



事 務 連 絡

平成 28 年 6 月 28 日

都道府県 看護行政担当者 様

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット
(施設管理者・看護管理者向け) の周知について (協力依頼)

看護行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度 (以下「本制度」という。) については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号) において、保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されております。

本制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

この度、施設管理者及び看護管理者へ本制度の周知を図ることを目的に、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管内の関係者各位へ情報提供いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、当該リーフレットについては、別記、関係団体等あてにお知らせをしておりますことを申し添えます。

(別添)

- ・リーフレット

『未来の医療を支える特定行為研修』(施設管理者・看護管理者の皆さまへ)

(参考)

- ・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL :

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000128673.pdf>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

井上、金原

電話 : 03-5253-1111 (内線4178)

別 記

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 地域医療振興協会
公益社団法人 全国老人保健施設協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益財団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本精神科看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 全国医学部長病院長会議
一般社団法人 日本看護系大学協議会
一般社団法人 日本私立看護系大学協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
社会福祉法人 恩賜財団済生会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
国立研究開発法人 放射線医学総合研究所
独立行政法人 国立病院機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
防衛省人事教育局衛生官
法務省矯正局矯正医療管理官



研修後に活躍する、修了者の声

手応え

訪問看護ステーションの利用者の方が胃ろうを交換する際、今までには家族が介護タクシーを予約するなどして、交換のたびに診療所を受診していました。利用者、家族からも負担が大きいといった声を聞くことがあり、看護師としてジレンマを感じていました。これからは条件が整えば、手順書により看護師だけでも交換を行うことができ、利用者、家族の負担を軽減できると思っています。

看護の質

特定行為研修で、医学的根拠に基づいた臨床推論や臨床薬理、フィジカルアセスメントを学んだことにより、看護の視点に加えて、医学の視点から患者の疾患・症状を理解することができるようになりました。「医師からの説明が難しかった」という患者や家族に説明できるようになったり、疾患・症状・生活を含めた患者、家族の全体像をアセスメントすることができるようになったりして、よりよいケアが提供できるようになったと感じています。



修了者と協働する医療スタッフの声

看護管理者

私たちの地域では開業医の高齢化が進んでおり、今後地域の訪問診療を行う医師が減少する可能性があります。そうなる前に看護師が特定行為研修を修了し、手順書により特定行為を行えるようになることで、地域医療に貢献しなければと思います。(訪問看護ステーション管理者)

同僚

朝のカンファレンスで患者の病態を報告する際、特定行為研修の修了者から具体的に根拠に基づいた助言をもらえるようになりました。その姿を見て私も後に続けなければと思うようになり、特定行為研修を受講する予定です。

看護管理者

研修修了者が、特定行為研修の共通科目で学んだ医学的な知識を用いて、看護師の視点から、後輩スタッフのアセスメント能力が向上するよう助言を行っているため、ステーション全体の看護の質が向上しています。(訪問看護ステーション管理者)

医師

在宅患者の気管カニューレや胃ろうに急に不都合が生じた場合、外来診療中でも往診を依頼されます。特定行為研修を修了した看護師が手順書によって気管カニューレや胃ろうを交換することができれば、外来患者、在宅患者双方に適切なタイミングで対応できると思っています。また、外来診療を行う医師も安心して利用者を受け入れることができるため、より安定した地域の医療提供体制が構築できるのではないかと思います。(クリニック医師)

施設管理者・看護管理者の皆さまへ

あなたの施設の看護師を育てよう！

未来の医療を支える 「特定行為研修」のご案内



「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わることに

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。



「特定行為研修」って、どういうもの？

目的

特定行為研修を受けた看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、タイムリーに特定行為を実施することができるようになります。

特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を、計画的に養成することを目的としています。

研修内容

特定行為研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。講義、演習または、実習によって行われ、研修機関によっては、講義、演習に「e-ラーニング」を導入しています。

【共通科目】 315時間（合計） 【区分別科目】 15～72時間

研修期間

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。
※【区分別科目】は、指定研修機関と連携することで、自施設で行うことが可能な場合があります。



指定研修機関はどこにありますか？

特定行為研修の指定研修機関は、平成28年4月1日現在、全国に21か所あります。詳しくは、厚生労働省のウェブサイト参照してください。

特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、おおむね4か月～2年間で修了することができます。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



研修の受講料はいくらかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、おおむね30万円～250万円かかります。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



特定行為研修の受講生が所属する施設の、施設管理者・看護管理者の役割

施設管理者・看護管理者の皆さまは、特定行為研修修了者が研修で学んだ内容を施設内で活用するために、研修修了後の配置先などの環境整備が重要な役割となります。その他にも、特定行為研修受講中の学習環境の整備や、勤務の調整なども大切な役割です。

特定行為研修は、就労継続しながらの受講が可能です

研修のイメージ

下の例のように、就労しながら研修を受講できます。

▶ 共通科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	研修	研修	研修	研修	研修	研修	研修
午後	研修	研修	研修	研修	研修	研修	研修
夕方	研修	研修	研修	研修	研修	研修	研修

▶ 区分別科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	研修	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習
午後	研修	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習
夕方	研修	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習	自己学習

特定行為研修には、活用可能な支援制度があります



所屬施設

キャリア形成促進助成金
受講者の所属する施設は、キャリア形成促進助成金の「成長分野等・グローバル人材育成訓練」の活用が可能な場合があります。→ 詳細は、都道府県労働局にお尋ねください。

研修生

一般教育訓練給付

雇用保険の一般被保険者、または一般被保険者でなくなったから1年以内にある方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受けて修了した場合に、その講座を受講するために支払った費用の20%相当額（上限10万円）を受給することのできる制度です。→ 詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。

※この他にも所屬施設向けに、独自の助成制度を設けている都道府県もあります。
※支援制度の詳細は、最寄りのハローワーク、または各都道府県にお問い合わせください。